

枚方市総合交通計画推進協議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、枚方市総合交通計画推進協議会設置要綱に基づき、枚方市総合交通計画推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第2条 協議会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画及び都市・地域総合交通戦略要綱第3条に規定する総合交通戦略（以下「枚方市総合交通計画」という。）の作成、及び変更に関する事項。
- (2) 枚方市総合交通計画に位置付けられた事業の実施、推進及び進捗管理に関する事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（会長及び副会長）

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 委員は、会長が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、協議会に出席することができる。
- 3 協議会の会議は、これを公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対して、関係者として資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会長が軽微な事案と判断したものについては、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員等に送付し、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第5条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、枚方市土木部土木政策課に置く。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に協議会で定める。

附 則

- 1 この要領は、制定の日から施行する。